

東浦町公用車貸与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東浦町の所有する公用車（以下「公用車」という。）を貸与することに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象者)

第2条 公用車の貸与を受けることができるものは、東浦町の職員以外のものであつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 東浦町の事業を実施するため公用車を使用する必要があると町長が認めたもの
- (2) その他町長が公益上特に必要と認めたもの

(公用車)

第3条 貸与することができる公用車は、別表第1及び別表第2に掲げるものとする。

この場合において、別表第2に掲げる公用車は、知多中部広域事務組合以外のものに貸与することはできない。

(貸与の手続)

第4条 公用車の貸与を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、公用車を使用しようとする都度、公用車貸与申請書（様式第1）を当該公用車を所管する課の長を経由して、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書を受け付けた課長は、その申請が、公用車の使用目的に係る年度の最初の申請である場合にあっては、当該公用車の貸与について公用車の管理に関する事務を所掌する課の長（以下「公用車主管課長」という。）に協議するものとする。

3 町長は、第1項の申請があった場合（前項に規定する場合にあっては、同項の協議が終了した後）は、速やかにこれを審査してその適否を決定し、公用車を貸与することを適當と認めるときは公用車貸与許可通知書（様式第2）により、適當と認めないとときは公用車貸与不許可通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

(貸与の手続の特例)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、公用車の使用目的の性質上当該公用車を一定の期間内において頻繁に使用する場合であって、同項の規定により公用車を使用しようとする都度貸与の申請をすることが適當でないと町長が認めるときは、申請者は、恒常的な使用に係る公用車貸与申請書（様式第4）を当該公用車を所管する課の長を経由して、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書を受け付けた課長は、当該公用車の貸与について、公用車主管課長に協議するものとする。

3 前条第3項の規定は、第1項の申請があった場合について準用する。この場合において、前条第3項中「（前項に規定する場合にあっては、同項の協議が終了した後）は」とあるのは「は、前項の協議が終了した後」と読み替えるものとする。

(目的外使用等の禁止)

第6条 公用車の貸与を受けたもの（以下「借受人」という。）は、当該公用車を借受

けの目的以外に使用し、転貸し、又は処分してはならない。

(善管注意義務等)

第7条 借受人は、常に善良な管理者の注意をもって貸与を受けた公用車を使用し、及び管理しなければならない。

2 借受人は、貸与を受けた公用車について町長から指示があったときは、その指示に従わなければならない。

(事故の報告)

第8条 借受人は、貸与を受けた公用車に故障、損傷、盜難その他の事故が発生したときは、直ちに公用車事故報告書（様式第5）を町長に提出し、その指示に従わなければならない。

(返還)

第9条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた公用車を速やかに返還しなければならない。

(1) 貸与期間が満了した場合

(2) 貸与の目的が達成された場合

(3) 次条の規定により貸与を取り消された場合

(4) その他町長が必要と認めた場合

2 借受人は、貸与を受けた公用車を返還するときは、当該公用車を正常な運転ができる状態にし、清掃をした上で、町長が指定した場所に返還しなければならない。

3 貸与した公用車を所管する課の担当者は、当該公用車が返還されたときは、その状態を確認しなければならない。

(貸与の取消し)

第10条 町長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、公用車の貸与を取り消すことができる。

(1) 使用又は管理の方法が不適当であるとき。

(2) この要綱の規定に違反し、又は町長の指示に従わなかつたとき。

(3) その他町長が公用車を貸与することが不適当であると認めたとき。

(損害賠償)

第12条 借受人が、借受けの目的に係る事項を遂行するために公用車を使用したことによって第三者に損害を与えた場合は、東浦町がその責務を負うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年7月6日から施行する。

(東浦町消防自動車等貸与要綱の廃止)

2 東浦町消防自動車等貸与要綱は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、廃止前の東浦町消防自動車等貸与要綱の規定に基づいて現に貸与を受けている消防自動車等については、この要綱の規定により貸与を受けた

ものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 12 月 22 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

登録番号	車名
名古屋 130 す 1528	いすゞ燃料電池トラック
名古屋 307 て 8087	ノア
名古屋 401 ひ 7144	タウンエーストラック
名古屋 401 ち 8553	タウンエースバン
名古屋 401 ま 6566	ハイエース
名古屋 480 な 2225	ハイゼット
名古屋 480 み 2364	ピクシストラック
名古屋 480 ひ 8191	ハイゼット
名古屋 480 け 2493	エブリイ
名古屋 480 つ 3806	ハイゼット
名古屋 480 そ 8222	ハイゼット
名古屋 480 て 8659	ハイゼット
名古屋 480 て 8660	ハイゼット
名古屋 480 た 8713	ハイゼット
名古屋 507 て 6822	ノア
名古屋 581 ち 8085	ミラ
名古屋 581 け 8737	ミラ
名古屋 58A そ 6079	ミラ
名古屋 58A う 7682	ミラ
名古屋 508 ふ 1110	ルーミー
名古屋 800 そ 7604	ダイナ

別表第2（第3条関係）

登録番号	車名
名古屋 800 む 7615	カローラフィールダー
名古屋 880 あ 3053	ハイゼットトラック
名古屋 800 に 5522	アトラス
名古屋 880 あ 3259	ハイゼットデッキバン
名古屋 800 に 6850	アトラス
名古屋 880 あ 3030	ハイゼットデッキバン
名古屋 800 に 9594	アトラス
名古屋 880 あ 3031	ハイゼットデッキバン
名古屋 800 に 6840	アトラス
名古屋 880 あ 3258	ハイゼットデッキバン
名古屋 800 に 8132	アトラス

名古屋 880 あ 3521	ハイゼットデッキバン
名古屋 800 に 8131	アトラス
名古屋 880 あ 3522	ハイゼットデッキバン

様式第1（第4条関係）

公用車貸与申請書

年　月　日

東　浦　町　長　殿

申請者住所
氏名

次のとおり公用車の貸与を申請します。

車　名					
登録番号					
貸与の目的 (業務の名 称)					
貸与期日	年　月　日 午前・午後　　時　　分～午前・午後　　時　　分				
運転者氏名					

様式第2（第4条関係）

公用車貸与許可通知書

年　月　日

様

東　浦　町　長

次のとおり公用車の貸与を許可します。

車　名					
登録番号					
貸与の目的 (業務の名 称)					
貸与期日	年　月　日				
	午前・午後	時	分～午前・午後	時	分
運転者氏名					

様式第3（第4条関係）

公用車貸与不許可通知書

年　月　日

様

東　浦　町　長

次のとおり　　年　　月　　日付けて次のとおり申請のあった公用車の
貸与は、許可できません。

車　名					
登録番号					
貸与の目的 (業務の名 称)					
貸与期日	年　　月　　日 午前・午後　　時　　分～午前・午後　　時　　分				
運転者氏名					
不許可の理由					

様式第4（第5条関係）

恒常的な使用に係る公用車貸与申請書

年　月　日

東　浦　町　長　殿

申請者住所

氏名

次のとおり恒常的な使用に係る公用車の貸与を申請します。

車　名			
登録番号			
貸与の目的 (業務の名称)			
貸与期間	年　月　日	～	年　月　日
運転者氏名			
公用車を恒常的に使用しなければならない理由			

様式第5（第8条関係）

公用車事故報告書

年　月　日

東　浦　町　長　殿

申請者住所
氏名

次のとおり貸与を受けた公用車の事故について報告します。

事故発生年月日	年　　月　　日
事故の内容	
事故の発生原因	
事故のてん末	
車　　名	
登録番号	
貸与の目的 (業務の名称)	
貸与期間	年　月　日　～　年　月　日
運転者氏名	